年金2 (問題)

【第I部】

問題 1. 次の(1)~(5)の各間に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (28 点)

- (1) 厚生年金基金(以下、「基金」という。)に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載しなさい。
 - ア 掛金の算定に用いる基礎率は、財政再計算時には全面的に見直す必要があるが、変更計算は 掛金の部分的な見直しであるため、直前の財政計算で使用したものをそのまま使用する必要 がある。
 - イ グループ区分を設ける場合、いずれのグループにおいても、プラスアルファは5割程度(平成17年4月前設立基金は、1割程度)まで確保されていること。ただし、厚生年金保険法第138条第5項に規定する掛金(設立事業所の減少に伴い当該減少に係る設立事業所の事業主から一括徴収する掛金)の負担が困難なため、やむを得ず給付設計の変更を行う場合にあっては、これに該当する設立事業所に関してはこの限りではない。
 - ウ 代行保険料率の算定を行うべき該当事由には、合併の認可の申請を行う場合、分割の認可の申請を行う場合、基金間の権利義務の移転の認可の申請を行う場合、基金の加入員数が前回の代行保険料率の算定基準日から20%以上変動した場合が含まれる。
 - エ 基金は、厚生年金保険法に基づく適用事業所の事業主、及びその適用事業所に使用される被保険者(加入者)をもって構成される。基金は、重要事項を審議決定する機関である代議員会を設け、代議員はその半数を設立事業所の事業主が、設立事業所の事業主、その代理人、及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、残りの半数は加入者が互選する。
 - オ 継続基準の財政検証により積立水準が不十分と判定された場合は、財政検証の基準日の翌日 から起算して11カ月以内に規約変更の認可申請を行うか、規約変更の必要がない場合には 6カ月以内に変更計算報告書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

(2) 厚生年金基金(以下、「基金」という。)の財政運営における承継事業所償却積立金の取り扱いに関する記述について、以下の①~⑦を適当な語句で埋めなさい。

(承継事業所償却積立金の趣旨)

承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立 事業所の ① 、最低責任準備金及び最低責任準備金調整加算額の合計額から最低責任準 備金調整控除額を控除した額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定 科目であること。

(承継事業所償却積立金の評価)

設立事業所に係る承継事業所償却積立金の評価額は、増加に伴う財政計算の ② における当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額と最低責任準備金調整控除額の合計額から当該設立事業所の ① 、最低責任準備金及び最低責任準備金調整加算額の合計額を控除した額(受換した資産額を上回る場合は受換した資産額とする。)について、当該 ② 以降、基金の ③ 、 ④ 以上基金の ⑤ 以下で規約で定める利率に基づいて、規約で定めるところにより算定される利子を加算し、承継事業所償却積立金をとりくずした場合には、そのとりくずした額を控除した額により評価し、基金の承継事業所償却積立金はその合計額とすること。

(承継事業所償却積立金をとりくずす方法等)

財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業償却積立金の額又は当該設立事業所の ⑥ のいずれか小さい額を当該設立事業所の ⑥ から控除することとし、その控除した額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は、当該積立金を ⑦ することはできないこと。

(3)	厚生年金基金(以下、「基金」という。)の中途脱退者および連合会移換者に関する設立認可基
	準について、以下の①~⑤を適当な語句または数値で埋めなさい。
	中途脱退者であって、老齢年金給付の支給に関する権利義務を ① ② に移転する者の範囲
	及び中途脱退者であって、老齢年金給付の支給に関する権利義務を ② に移転する者の
	範囲は、加入員期間 ③ 年未満の範囲内で、規約で定めなければならないこと。この場
	合において、加入員期間 ④ 年未満の者(法附則第三十二条第一項等の規定による認可
	を受けた基金の中途脱退者を除く。)は、 ② へ老齢年金給付の支給に関する権利義務
	を移転する場合を除き、 ① ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	また、加入員期間 ④ 年以上 ③ 年未満の者又は ⑤ については、老齢年
	金給付の支給に関する権利義務を ① ② に移転することについて本人が同意しない場合
	及び② へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、連合会移換者
	とすることができること。
(4)	厚生年金基金の年金たる給付及び一時金たる給付に関する設立認可基準取扱要領について
	次の①~⑥を適当な語句または数値で埋めなさい。
	プラスアルファ部分の給付水準は、次の(i)及び(ii)の要件を満たしていること。この場
	合において、給付現価の算定に用いる ① 及び予定死亡率は、 ② の算定に用い
	るものと同一のものとすること。
	(中略)
	(i) プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の5割程度までは確保していなければなら
	ないこととされているが、この給付水準は ③ 確保されているものであること。
	(ii)終身にわたって一定に支給される額のうち、代行部分相当額(法第132条第2項に規
	定する額)を上回る額(増額が行われるときは、増額された額のうち終身にわたって一
	定に支給される額を含む。)に相当する部分(以下「④ 」という。)の ⑤ の
	支給に要する費用の現価相当額が、代行部分相当額に相当する部分の ⑤ の支給
	に要する費用の現価相当額の ⑥ を下回っていないこと。

(5) 平成21年2月に公表された、厚生年金及び国民年金の給付水準(所得代替率)の将来見通しでは、その推計の前提として、出生率の見通し及び経済前提の見通しをそれぞれ低位、中位、高位と設定して、計9通りの最終的な所得代替率の見通しが出されている。出生率の見通し及び経済前提の見通しの組み合わせに対し、それぞれの最終的な所得代替率の見通し(機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値)のうち以下の①~⑥に当てはまるものを下の選択肢から選びなさい。なお、選択肢のア.からコ.に該当する数値がない場合は、数値を%表示で小数点以下第1位まで記載しなさい。

出生率	経済前提	所得代替率
高位	高位	(①)
高位	中位	(2)
高位	低位	51.5%
中位	高位	(3)
中位	中位	(4))
中位	低位	(⑤)
低位	高位	47.5%
低位	中位	46.9%
低位	低位	(6)

選択肢 ア. 36.2%

イ. 43.1%

ウ. 47.1%

工. 49.9%

才. 50.0%

カ. 50.2%

 +.
 50.7%

ク. 53.9%

ケ. 54.6%

コ. 62.3%

- 問題 2. 次の(1) \sim (4) の各間に答えなさい。 [解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (32点)
 - (1) 厚生年金基金の財政運営で用いられる基礎率について以下の①、②の各間に答えなさい。
 - ① 標準掛金、原始数理債務及び数理債務の算定に用いられる次の基礎率の設定方法について簡記しなさい。
 - ア 予定利率
 - イ 予定脱退率
 - ウ 予定昇給指数 (報酬・賞与)
 - エ 将来の加入員
 - ② 将来の標準賞与の見込み方については、予定昇給指数(賞与)を設定する以外の別の方法 も考えられる。標準給与と標準賞与の性質の違いを踏まえながら、標準賞与の見込み方に おいて、留意すべき点について述べなさい。

- (2) 下記枠内の表は、ある厚生年金基金(以下、「基金」という。)の平成20年度の財政検証の結果、報告様式として作成された「様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書」の一部である。これをもとに、以下の①~③の各間に答えなさい。
 - ① 平成20年度の財政検証における過去期間代行給付現価の算定方法について簡記しなさい。
 - ② 以下の様式内の ア 、 イ にあてはまる数値を答えなさい。また、この結果を受けて、財政運営において基金に対する影響について、数値を示しながら説明しなさい。
 - ③ 毎年の財政検証時において、過去期間代行給付現価と最低責任準備金の大小関係を比較 することの意義について、代行部分の財政運営の考え方を踏まえたうえで説明しなさい。

表中の「 ■■■ 」には、当様式により報告すべき項目の内容について示した文字列が入るが、出 題の都合上、当文字列を隠していることを示す。

また、「***」には、当様式により報告すべき何らかの数値が入ることを示す。

6. 過去期間代行給付現価

(1) 過去期間代行給付現価

(単位:千円)

	計	男子	女子
計	***	***	***
現在加入員	***	6,500,000	4,500,000
年金受給者	***	2,300,000	1,000,000
受給待期脱退者	***	1,500,000	800,000

(2) 過去期間代行給付現価と最低責任準備金との比較

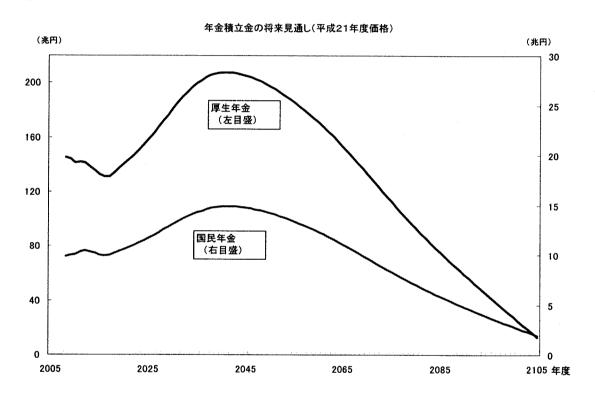
(単位:千円)

過去期間代行給付現価(A)	***
最低責任準備金(B)	8,000,000
——————————————————————————————————————	r
	1

- (3) 厚生年金基金(以下、「基金」という。)の設立事業所の加入員または加入員であった者に かかる給付の支給に関する権利義務を移転および承継する場合の取扱いについて、以下の ①、②の各問に答えなさい。
 - ① 権利義務を移転しようとする基金から権利義務を承継しようとする基金へ移換する資産 の額として算出することができる方法について、その内容を簡記しなさい。
 - ② 権利義務を移転しようとする基金においては、代議員会で代議員の定数の4分の3以上の多数による議決が必要となるが、その他必要となる同意手続きについて、その内容を簡記しなさい。
- (4) 厚生年金基金(以下、「基金」という。)の解散に関する以下の①、②の各間に答えなさい。 (ただし、企業型年金の資産管理機関へ残余財産を移換する場合を除く。)
 - ① 基金の解散認可基準において、解散理由としてあげられている4つの要件について簡記しなさい。
 - ② 基金の解散にあたっては、代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決を得ている必要があるが、この代議員会の議決前に必要な手続きを4つ簡記しなさい。

【第Ⅱ部】

- 問題3.A、Bいずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3枚程度とすること] (40点)
- A. 次の図は、平成 21 年財政検証での厚生年金及び国民年金の財政の将来見通しにおける積立金(平成 21 年度価格)の推移を示したものである。これについて、次の(1)、(2) の各間に答えなさい。



- (1)以下の各問に答えなさい。
 - a) 平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク(平成16年改正における給付と 負担の見直しで採用された考え方)について記載しなさい。
 - b) 2040年度頃をピークに積立金が減少し続けているが、どのような考え方に基づきそうなるのか述べなさい。
 - c) グラフの最終年度頃(2085~2105年)の財政状況がその後も続くと仮定した場合、今後の財政検証で、どのような状態になれば制度の見直しが行われることになっているか、また、その見直しの内容はどのようなものか述べなさい。
- (2) いわゆる永久均衡方式と、公的年金に(1) のように導入された方式を比較し、公的年金制度にとってはどちらが望ましいかについて所見を述べなさい。

- B. 厚生年金基金(以下、「基金」という。)には3種類の設立形態があるが、このうち総合設立の基金の財政運営について、次の $(1) \sim (3)$ の各間に答えなさい。
 - (1) 平成20年度の基金の財政検証では、近年の運用環境の悪化および母体企業の掛金負担能力の低下(社会環境の悪化)に伴い、特に総合設立の基金の財政運営の悪化が懸念される結果となった。このような結果となった原因として考えられる総合設立の基金の財政運営上の問題点について述べなさい。
 - (2) 基金の財政運営の悪化を受け、平成21年7月に財政運営の弾力化措置に関する通知が発出されているが、当通知による財政弾力化も含めた現在の財政運営ルールのもとで、財政運営が悪化した総合設立の基金がどのような方策を取るべきか述べなさい。
 - (3)(2)で述べた現在の財政運営ルール上の方策に加え、基金が長期にわたって持続的にその役割を果たすため、現在の財政運営ルールそのものを見直すとした場合に、どのように改善すべきかアクチュアリーとしての立場から所見を述べなさい。

年金2 (解答例)

【第Ⅰ部】

問題 1.

(1)	設問	正誤		正し	い内容				
	7	×	財政再計算以外の変更計算におい	ては、	特段の支障がない限り、直前の財政計算で				
	ア	^	使用したものをそのまま使用することができる。						
	イ	0							
	ウ	×	基金間の権利義務の移転は含まれ	基金間の権利義務の移転は含まれない。					
	工	0							
	オ	×	6 ヵ月→1 1 カ月						
,									
(2)	1	数理債務		2	基準日				
	3	運用利回	りの実績	4	零				
	(5)	基金の予	定利率	6	特別掛金額				
	7	廃止							
(3)	1	企業年金	連合会	2	他の基金				
	3	二十		4	+				
	(5)	一定年齢	以上の高齢者						
•									
(4)	1	予定利率		2	代行保険料率				
	3	将来にわ	たって	4	基礎部分				
	(5)	6 5 歳以	·降	6	5%				

(5)	1	ケ	2	ク	3	+
	4	50.1%	(5)	ウ	6	イ

問題2.

(1)

ア 保有資産の長期的期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加
対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における下限
予定利率を下回ってはならないこと。年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言
など利用できる情報をできる限り多く参考にするとともに、代議員会において予定利率
の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。
イ 過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて算定すること。
ウ 予定昇給指数(報酬・賞与)は、勤続(加入)年数による賃金・賞与の上昇を充分見込ん
で算定すること。また、必要に応じて、合理的な方法により将来の賃金・賞与水準の変動
\ \ \
を見込むこと。
を見込むこと。 エ 過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて予定加入年齢を定めたうえ、基準日
エ 過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて予定加入年齢を定めたうえ、基準日
エ 過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて予定加入年齢を定めたうえ、基準日 における加入員の実態に基づいて予定加入員数及び加入時の予定給与の額を定めること。
エ 過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて予定加入年齢を定めたうえ、基準日における加入員の実態に基づいて予定加入員数及び加入時の予定給与の額を定めること。 また、必要に応じて、合理的な方法により将来の加入員数や新規加入員の賃金の変動を
エ 過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて予定加入年齢を定めたうえ、基準日における加入員の実態に基づいて予定加入員数及び加入時の予定給与の額を定めること。 また、必要に応じて、合理的な方法により将来の加入員数や新規加入員の賃金の変動を

2

年齢・勤続年数と一定の相関を持つ標準報酬と異なり、標準賞与は会社業績の影響を受ける ことが多く、年度間の給与水準の変動は標準報酬と比較すると一般的に大きいと考えられる。 このため、標準賞与の見込みに予定昇給指数を用いることで年金財政運営を不安定にするリスク も考えられることから、例えば、各年度の標準賞与の見込みは標準報酬の一定割合の額とする 方法等、年金財政の安定的な運営ができるよう基金の特性を踏まえて決定する必要がある。

問題 2. (2枚目)

(2) (1)

当該事業年度末日における当該基金の加入員および加入員であった者について、平成17年 4月1日前の加入員期間にかかる代行年金額に告示第359号により示された生年月日別の 支給開始年齢終身年金現価率を乗じたものと、平成17年4月1日以降の加入員期間にかかる 期間にかかる代行年金額に同告示により示された65歳支給開始終身年金現価率を乗じたもの を合計した額。

2	
ア	300, 000
イ	△16, 900, 000

(3)

厚生年金基金の財政運営のうち代行部分については、厚生年金保険と同様の財政運営を実現すれば過不足が生じないという財政中立化の考え方がある。この考え方に基づき、平成16年法改正により、代行部分の債務である最低責任準備金は過去法による責任準備金とされ、計算に使用する利率は厚生年金保険の実際運用利回りに連動することにされた。
一方、代行部分の給付原資に見合う額は、将来法による責任準備金である過去期間給付現価である。従って、厚生年金本体の実際運用利回りと過去期間代行給付現価の算定に使用する利率が異なる場合や、過去期間代行給付現価の算定に使用する予定利率・予定死亡率を変更した場合等には、過去期間給付現価と最低責任準備金に乖離が生じることになる。この乖離が一定の水準を超えた場合、最低責任準備金が過少の場合には国から給付現価交付金が交付され、過大の場合には代行保険料率を見直して乖離を縮小するような運営となった。
乖離が一定の水準内かどうかは財政決算で確認することになっている。

問題	2	_	(3	枚	目)
THUNCES	~		١.	v	4.	ш	- 4

(3)	

継続基準による方法
次にあげる額のいずれかに応じて按分する方法
・ 給付現価
・ 数理債務の額と最低責任準備金の合計額
・ 数理債務の額と最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額
を控除した額
非継続基準による方法
・ 最低積立基準額に相当する額を基準として按分する方法
受給者および受給待期者に係る資産を先取りする方法
・ 受給者および受給待期者にかかる上記のいずれかの基準額を先取りして得た額と、残った
額を加入員にかかる上記のいずれかの基準額に応じて按分して得た額との合計額

2

- ・ 脱退事業所の事業主の同意
- ・ 脱退事業所の加入員の2分の1以上の同意 (脱退事業所が複数あるときは各事業所毎)
- ・ 脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の4分の3以上の同意
- 受給者等の権利義務を移転する場合は、各受給者等の同意

問題2. (4枚目)

(4)	1	

	設立事業所の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化していること。
	(連合設立および総合設立の基金にあっては、当該設立事業所の大半の事業所において経営
	状況が著しく悪化していること。)
·	加入員数の減少、年齢構成の高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、
	かつ、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれること。
	加入員数が、厚生年金基金設立認可基準に比して著しく減少し、基金の運営を続けていく
ļ	ことが困難であると見込まれること。
	その他基金設立後の事情変更等により、基金の運営を続けていくことが困難であると見込
	まれること。

1	7	7	`
(4	5)

•	代議員会における議決前1月以内における全設立事業所の事業主の4分の3以上の同意を得て	
	いること。	
•	代議員会における議決前1月以内における加入員総数の4分の3以上の同意を得ていること。	
•	代議員会における議決前に、全受給者に対して、解散理由等に係る説明を文書または口頭	
	で行っていること。	
•	設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働	
	組合の同意を得ていること。	

【第Ⅱ部】

問題3.

Α.

【解答のポイント】

(1)

a)

- ・上限を固定した上での保険料の引き上げ(保険料水準固定)
- ・負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み (マクロ経済スライド)
- ・積立金の活用(有限均衡方式。おおむね100年間で財政均衡をはかる方式で、財政均衡期間の終了 時に給付費1年分の積立金を保有)
- ・基礎年金の国庫負担を2分の1へ引き上げ

b)

「積立金を活用して、後世代の給付に当てるとともに、負担を大きくしない」という財政方式を取り 入れているため。財政均衡期間の後半では、積立金を取り崩していくから。

c)

- ・ある時点の財政検証で、その次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合に、 制度の見直しが行われる。
- ・見直しの内容としては、給付水準調整(マクロ経済スライド)の終了や、その他の措置を講ずるとと もに、給付及び負担のあり方について検討を行い、所要の措置を講じることとなっている。
- ・具体的には、次のような見直しが考えられる。所得代替率の下限、年金支給開始年齢、保険料水準。

(2)

両方式の、次のような違いを踏まえて、自己の主張を論じていれば可。

- ・将来の加入者数について、将来人口推計がおおむね100年間しかないため、有限均衡方式ではほぼ 推計できるが、永久均衡方式ではそれ以降の期間について大きな仮定をおく必要があり、不確実性が 増す。
- ・永久均衡方式では、現在の保険料水準から考えて、段階保険料方式とならざるを得ないが、その上限 までの負担可能性、引き上げの担保が不明である。
- ・永久均衡方式では、大きな積立金を持たざるを得ない。そのため、経済変動の影響を受けやすくなる。
- ・有限均衡方式では、均衡期間中に加入していても、均衡期間後に支給される給付については、財源の 担保はされていない。
- ・現在の見通しのような収支の状況が均衡期間終了後も続くとした場合、財政検証のたびに、マクロ経済スライドの適用される均衡期間の延長などが行われ、長期的には永久均衡方式下の状況に近づいて

いくこととなる。これは、必要となる抜本策の導入を先延ばしとも言える。

- ・有限均衡方式が繰り返されていくと、制度全体の姿は、給付と負担の最終的な姿は永久均衡方式に近づいていくと考えられる。その際には、各回の均衡期間中の保険料の引き上げと給付の削減が少ない分、積立金の積立レベルが低いまま推移し、結局の負担は多くなることがあり得る。
- ・政治的な安定性を求めるとすると、有限均衡方式が適切である。

【模範解答例】

(1) 解答のポイントに記載のとおり。

(2)

(設問の理解と現状)

設問の(1)で導入された方式は、有限均衡方式と呼ばれ、今後約100年間で財政が均衡するように財政運営をするというものである。永久均衡方式との違いは、年金財政の均衡をどの期間でとるか、均衡がとれるような財政計画をどう作成するかであり、相当程度ある積立金の取り扱いにも影響する。年金は加入者の一生に関わるものであり、長期にわたる財政の安定運営が必要である。そのため、従来は、公的年金をはじめ、厚生年金基金などの企業年金でも、制度が永久に続くとの下で、財政計画が作られ、運営されてきた。ただし、経済情勢や人口構成といった年金制度を取り巻く環境の変化に対応するため、少なくとも5年に一度、財政再計算を行って、制度や財政計画を見直すことが行われている。平成16年に行われた公的年金の制度変更時に、次のような観点から有限均衡方式が導入された。すなわち、それまでの永久均衡方式では、公的年金制度は、将来にわたり永続する制度であるとの考えの下、将来にわたるすべての期間を視野に入れる必要があるが、遠い将来においては、予想できないような事態が起こることを否定できないこと、また、我が国の人口構成の下では、巨額の積立金を保有する必要があることとなるが、大きな積立金を持ちつつ、マクロ経済スライドという財政調整(給付の抑制)を行うことについて、国民の理解が得られるかといった問題がある、といわれている。

(比較)

両方式の利点・欠点を比較すると次のようである。

- ・将来の加入者数について、将来人口推計がおおむね100年間しかないため、有限均衡方式ではほぼ推計できるが、永久均衡方式ではそれ以降の期間について一定の仮定をおく必要があり、不確実性が増す。
- ・永久均衡方式では、大きな積立金を持たざるを得ない。そのため、経済変動の影響を受けやすくなる。
- ・現在の見通しのような収支の傾向が均衡期間終了後も続くとした場合、財政検証のたびに、マクロ経済スライドの適用される均衡期間の延長などが行われることとなる。これは、結果的に、永久均衡方式であれば行われていたであろう抜本策を先延ばしすることになる。

(数理的観察)

年金数理の観点から、これらの均衡方式を考えてみる。

有限均衡方式は、財政の見直し(いわゆる財政検証)ごとに均衡期間がシフトしていき、それを繰り返していくと、想定に大きな変化がない場合、最終的には、ほぼ、永久均衡で描く動きと同じになる。さらに、給付の削減や保険料(率)の改訂が遅くなるため、永久均衡方式に比べ、積立水準は低くなり、ひいては保険料で賄う部分が多くなると考えられる。

現在採用されている有限均衡方式は、今後おおむね100年間の保険料及び給付費、積立金の取り崩しで収支がバランスするようになっている。賦課方式を採用しているとは言え、均衡期間の末期の加入者に関しては、保険料収入は計上されているが、給付は計上されていない。これに比べると、永久均衡方式では、制度内で、将来の収入と支出が均衡・完結している。

また、定期的な財政再計算が義務づけられているため、予想できない変動については、対応できるものとなっている。

(まとめ)

政治という場で議論・意思決定がされる公的年金では、将来の制度について極力あらかじめ決めておくことが望ましい。前回の財政再計算から保険料(率)水準を固定しているが、政治的な安定性や、巨額の積立金を運用するというリスク、国民の理解を得る困難性、さらには、制度改正当時の政治情勢から考えると、有限均衡方式の導入は適当であったと考える。

但し、財政検証毎に作成される将来見通しが、上記数理的観察で述べたように、将来行われる財政検 証ごとにどう変化していくかについての説明を加える必要がある。

なお、企業年金では、事前積立の下、早期の積立てが推奨されており、また、過去勤務債務の償却は一定期間で行うよう定められている。これは、強制適用であり、国家が存続し続ける限り制度が続くとする公的年金と、栄枯盛衰がある産業や企業に依存している企業年金との性格の違いと理解すべきであろう。

В.

【解答のポイント】

(1)

以下の点等について内容が分かるように記載されていれば良い。

- ・ 総合基金の設立事業所は単独で企業年金を実施することが困難な中小企業が多く、掛金の引き上げ が難しい事情があること。
- ・ 代行部分の財政中立化により、厚生年金本体と同様の実績利回りを確保すれば良いにも関わらず、 予定利率を依然として高めに設定しており、必要以上のリスクを伴った運用を行っている点。
- ・ 加算部分についても同様に予定利率を高めのまま据え置いた基金が多いこと。
- ・ 成熟化が進んでおり、特別掛金の収入が確保しにくいことから積立不足が発生しやすいこと。

(2)

以下の論点等について、自らの意見を表明したうえで財政弾力化を含めた現在の財政運営のあり方について論じられていれば可。

- ・ 財政弾力化策を時間的な猶予として捉え、財政運営の現状と将来の姿を十分に分析することによる 財政運営のあり方の検討と改善策の実施
- ・ 厚生年金本体の運用利回りを意識した運用方針の策定
- ・ 予定利率の引き下げによる運用リスクの抑制 (給付利率の引き下げ等の給付減額の検討)
- ・ 定額償却や弾力償却の採用による早期かつ確実な未償却過去勤務債務の償却
- ・掛金の据え置きにとらわれない財政運営への方向転換に向けた事業主への働きかけ
- キャッシュバランスプラン等、運用環境に左右されにくい制度の導入
- ・ 適格退職年金制度の取り込みや基金同士の合併による加入員の増加を目指した積極的な取り組み

(3)

以下の論点等について、自らの意見を表明したうえで財政運営ルールの改善策について論じられていれば可。

- ・ 基本プラスアルファ部分の掛金の設定方法の見直し
- ・ 柔軟な掛金の払い込みが可能となる仕組みの導入(例えば財政状態が良いときに一定程度掛金を払い込みが可能とし、財政悪化時に備えられる仕組みの導入等)
- ・ 代行部分の財政運営の見直し(最低責任準備金の算定方法や代行部分に対する 0.875 の掛け目の見直し等)
- ・ 財政検証への運用リスクの概念の導入等、現在の継続基準・非継続基準の見直し (財政検証そのものの抜本的な改革等も考えられる)
- ・ 財政弾力化措置の継続、もしくは代替可能なルールに関する提案
- ・ ハイブリッド型の年金制度の導入や部分的な代行返上を可能にする等、給付設計の多様化に関する 提案

- ・ 適格退職年金制度の取り込みや基金同士の合併をより促進するための緩和策
- ・ 年金数理人の基金への関わり方の見直し

【模節解答例】

(1)

多くの総合設立の基金では、プラスアルファ部分が総じて小さく、代行部分からの給付の多くが占めている状況にある。平成16年の法改正にて示された代行部分の財政中立化により、厚生年金本体と同様の実績利回りを確保すれば良いことになっているにも関わらず、予定利率を依然として高めに設定していることが多く、必要以上のリスクを伴った運用を行っているといえる。また、平成20年度までの財政検証においては、厚生年金本体の実績利回りと最低責任準備金のコロガシ利率との間には1年9か月のいわゆる「期ズレ」があったため、完全な財政中立化が実現していたとはいえず、本来取るべき妥当な運用方針を策定しづらい状況にあった。加えて、プラスアルファ部分についても予定利率を高めに設定したまま据え置いた基金が多かったことから、近年の運用利回りがこれを下回り、積立不足を発生させる一因となっていた。

基金の加入員・受給権者の構成をみてみると、多くの基金で団塊の世代の年金受給が始まっているにもかかわらず、掛金の払い手となりうる新規の加入員は少子高齢化と相まって減少傾向にあり、制度の成熟化が進んでいる。このため、特別掛金の収入を確保できないことから過去勤務債務の償却が進まない問題がある。また、加入者数の減少による掛金の上昇を原因として、設立事業所の任意脱退が進行するという悪循環にも陥っている。

このように、現在の総合設立基金をとりまく環境においては、資産運用面や人員構成面において積立 不足が発生しやすい状況にあるが、もともと総合設立の基金は単独で企業年金を実施することが困難な 中小企業が多くを占めており、同一業種・同一地域内の事業所が集まって運営しているため、産業構造 の変化の影響を特に受けやすい。このため、各事業所による掛金負担能力に差があることから、掛金を 引き上げて積立水準の回復を図ることが困難であり、結局のところ、財政弾力化措置の適用等による必 要な掛金の引き上げを先延ばしせざるを得ない基金が多く見受けられる。

(2)

平成21年7月に発出された財政弾力化において、財政検証抵触による変更計算等における掛金の引き上げが困難な場合は、平成24年3月末までの期限付きで掛金引き上げの全部または一部を猶予することが可能となった。ただし、猶予にあたっては長期運営計画の提出が必要となる。このほか、最低責任準備金の「期ズレ」の解消、下方回廊方式による特別掛金の算定が期限付きで可能となった。

このような財政運営の弾力化は、日本経済全体が等しく被った近年の運用環境の悪化に伴う掛金の引き上げを一旦猶予することも可能とし、金融市場の回復を待つことを認める取扱いとしたものである。一方、当措置は本質的には問題の先送りに過ぎず、基金の内的に存在しうる制度運営、運用方針、加入員数等の基礎構造などの問題については、弾力化措置による時間的猶予を利用して対策を立てる必要があるが、以下のような方策が考えられる。

・ 最低責任準備金の「期ズレ」が解消され、代行部分の財政中立化が一層進んだことにより、代行部

分については厚生年金本体の利回り、プラスアルファ部分については基金毎に設定した予定利率をクリアすれば長期の財政運営の観点では足りることを十分認識のうえ、許容可能なリスクバッファを勘案し、基金に相応しい政策アセットミックスを判断のうえ策定すべきである。

また、現在適用している予定利率の水準が、基金の政策アセットミックスおよびリスク許容度と比較して不整合がある場合には、予定利率を引き下げることにより、慢性的に利差損が発生しうる体質からの脱却を図る必要がある。

・時間的な掛金引き上げの猶予により、運用環境が改善すれば積立不足も減少することも予想される。 しかし、猶予終了時において積立不足が残っている場合には、特別掛金の償却期間の短縮、償却割合 の引き上げ等の選択肢を検討し、あらかじめ事業所間でコンセンサスを得ておくことが重要である。 また、将来にわたって加入員数の減少が特に見込まれる場合には、これを織り込んで掛金計算を行う ことや、過去勤務債務の償却方法においては定額償却を採用する等、将来において差損が生じない財 政運営を心掛ける必要がある。

さらに、掛金の負担増や現状の負担が厳しい場合には、制度変更を考える必要がある。例えば、キャッシュバランスプランを導入し、市場整合性と連動の高い指標を用いることで、運用環境に左右されにくい制度へと転換を図ることが考えられる。また、掛金の負担能力の限界に達している場合には、給付の減額により適正な掛金水準へと変更することも考えるが、給付の減額は手続きや同意に厳しい要件があることにも留意しなければならない。

・ 構造的な基金の掛金負担能力の低下に関して根本から解決するために、設立事業所の増加や、加入 員の増加を目指した取り組みが必要である。加入員の増加は掛金負担者の増加のみならず、資産運用 や事業運営にもスケールメリットをもたらすため非常に重要である。

方策としては適格退職年金制度からの移行を促進させるため、グループ区分および第2加算部分の設定や、総合型の確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度を併用する等、魅力的な制度運営や移行しやすい環境を構築し、基金規模の維持・拡大のための施策を講じることも考えられる。また、通常であれば制度運営が異なる基金同士の合併は実現が難しいが、個別資産管理のスキームによる合併等の検討も有用だと考えられる。

(3)

仮に平成21年7月に発出された財政弾力化措置や、上記にて言及した現在の財政運営ルールに基づく方策を取ったとしても、依然として総合設立の基金は積立不足に陥りやすい状況にあることが予想される。このため、基金の自助努力により安定的で持続的な財政運営を行うためには、適切な財政運営ルールの再構築が図られるとともに、特に一定程度の財政状態の回復がみられた場合のさらなる健全化のために、自由度の高い選択肢が可能となるよう財政運営ルールを改善していくことが重要である。具体的には、以下の改善策が必要と考える。

・特別掛金の設定については、将来の加入員数の減少を予定脱退率等の基礎率で十分見込むことを義務付ける一方、未償却過去勤務債務だけでなく、数理債務の一定割合までの積み立てを前提とした設定を認め、長期的な視点で常に別途積立金を計上できる状態を目指することで、より安定的な財政状態を確保する仕組みがあって良いと考える。ただし、税務上の利益操作を防止する観点から一定程度

- の上限を設ける必要があり、例えば積立上限額までの積み立てを認める等の方法が考えられる。
- ・ 現行の財政検証においては、基金の資産構成においてリスクの大きさにかかわらず同一の基準で行っている。しかし、リスクが高い資産構成を採用している基金に対しては、財政検証時のハードルをリスクバッファに相当する分だけ高めに設定するよう求めてはどうか。逆に、あまりに高い水準を要求すると制度の存続が危ぶまれることにもなりかねないため、その水準の決定にあたっては制度の存続性とのバランスをとりながら検討する必要がある。
- ・現行の財政検証において一定以上の不足金が発生した場合、その不足金を全額解消することが求められている。しかし、近年の運用環境の変動の大きさにより、毎年の財政検証が毎年の追加掛金拠出につながるケースも増加している。このため、制度の継続性を検証することが目的であるにもかかわらず、かえって財政運営の安定性を欠く懸念がある。この問題を解決すべく、平成21年7月の財政弾力化措置のひとつとして時限的に認められている下方回廊方式を恒久化することも考えられる。しかし、この場合であっても自動的に許容繰越不足金全額を控除することは適切でなく、母体企業の掛金負担能力を踏まえた上での回廊部分の水準を決定するのが望ましい。
- ・ 代行部分の財政中立化が達成されたとはいえ、最低責任準備金に相当する資産をも保有していない 等大きく積立不足が拡大した基金においては、依然として代行部分が財政運営上の負担となっている。 代行部分の負担を軽減するための手段として、代行返上や解散の選択肢が考えられるが、大幅な積立 不足がある状況ではこれらの選択肢は採択できず、加入員や受給権者にとっても厚生年金基金制度そ のものが持つ福利厚生機能が喪失するデメリットが大きい。そこで、例えば脱退事業所の受給権者の み代行部分に相当する給付を国に返上する取り扱いを認める等、部分的な代行返上を認めることを検 討すべきである。脱退事業所の受給権者がもたらす積立不足の問題を解消させ、残存する事業所の掛 金負担を緩和する効果がある。
- ・ 基金の代議員会等の意思決定の場においてはあくまでも基金の自主性を重んじる必要があるが、専門家である指定年金数理人が参加することを義務付け、基金の内部から積極的に基金の財政運営に関与するよう指定年金数理人の役割と責任を強化することはどうか。近年の基金をとりまく運用環境の悪化および母体企業の掛金負担能力の低下は、基金の財政運営に重大な影響を与えるものであった。基金が将来にわたり安定的な財政運営を持続させるためには、適切な指定年金数理人のサポートが従来以上に必要であると考える。